

# 古河市学校体育施設開放のしおり

古河市スポーツ振興課

## 1. 開放の目的

市民に広くスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供することにより、スポーツを行うグループを支援し、市内におけるスポーツ活動を充実させることを目的としています。

## 2. 利用できる団体

市民（市内に在勤又は在学している者を含む。）10人以上で構成されたスポーツ及びレクリエーションを目的とする団体で、かつ満20歳以上の代表者を置く団体とします。

## 3. 開放施設及び開放時間

施設		開放日	開放時間
小学校	体育館	日曜日 祝日	午前9:00～午後5:00
	運動場	土曜日	午前9:00～午後9:30
		月～金曜日	午後6:00～午後9:30
中学校	体育館 及び 柔剣道場	月～土曜日	午後7:30～午後9:30

※夏期休み（お盆中）、年末年始休みは、開放いたしません。

## 4. 学校施設使用料

### 《小・中学校体育館》

### 《柔剣道場》

使用時間	使用料	使用時間	使用料
1.0 時間	200円	1.0 時間	100円
1.5 時間	300円	1.5 時間	150円
2.0 時間	400円	2.0 時間	200円
2.5 時間	500円	2.5 時間	250円
3.0 時間	600円	3.0 時間	300円

※使用料は利用申込時に納付していただきます。すでに納付された使用料は下記の条件以外は原則還付しませんのでご了承ください。

(使用料還付)

※利用団体の責任でない理由により、利用できない場合。

※利用日の5日前までに利用の取り止めを申し出た場合。

予約を取り止める場合は必ず各地区の受付窓口等に連絡してください。

## 5. 利用手続き

### (1) 団体登録

団体登録申請（スポーツ保険加入が条件）をしていただき、スポーツ振興課が審査し、許可した団体のみ利用できます。

### (2) 利用申込

体育館・運動場の利用にあたっては、各受付窓口等で申請後、利用を許可する。

## 6. 学校開放事業問合せ先及び中止の連絡先

総和地区：中央運動公園総合体育館	TEL	9 2 - 5 5 5 5
三和地区：三和健康ふれあいスポーツセンター	TEL	7 6 - 7 0 0 0
古河地区：古河市古河体育館	TEL	3 1 - 0 3 4 1

## 利用心得

1. 許可された施設以外は使用しない。また、許可された器具以外は絶対にさわらないこと。
2. 利用の際は必ず利用団体登録証を携帯すること。
3. 学校敷地内は全面禁煙。
4. 施設及び器具等の破損及び亡失があった場合には、利用団体がスポーツ振興課又は各地区の受付窓口に連絡し、夜間体育館利用の場合は管理員へ連絡すること。  
施設及び器具等の損傷は、利用団体が責任を持って回復、修理すること。
5. 利用許可時間内に清掃、点検等は済ませること。
6. ゴミは必ず持ち帰ること。
7. 利用団体がカギの開閉をした場合、戸締りを完全にすること。
8. 夜間体育館を利用のときは管理員の指示に従い、近隣住民の迷惑にならないようにすること。
9. 指定された駐車場に駐車すること。
10. 利用前、施設に異常があった場合は現場をそのまま保存し、直ちにスポーツ振興課又は各地区の受付窓口へ連絡すること。
11. 利用時間内に退校すること。